

# いちご一会とちぎ国体セーリング競技リハーサル大会会場設営・撤去等業務委託仕様書

## 1 委託業務名

いちご一会とちぎ国体セーリング競技リハーサル大会会場設営・撤去等業務委託

## 2 趣旨

この仕様書は、いちご一会とちぎ国体セーリング競技リハーサル大会（以下「大会」という。）の競技会場設営・撤去等業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 3 履行期間

契約締結日から令和3(2021)年10月29日(金)まで

## 4 履行場所

千葉市稲毛ヨットハーバー（千葉市美浜区磯辺2-8-1） 他

## 5 業務内容

- (1) 大会開催に必要な仮設物、物品等（以下、「仮設物等」という。）の調達
- (2) 仮設物等の運搬、設営、移設、保守及び管理  
（設営に伴う、施設の常設物の移動及び配置換え等を含む。）
- (3) 大会終了後の仮設物等の撤去、処分及び原状回復
- (4) 業務において生じる関係機関との調整・打合せ等の業務
- (5) その他本業務の実施に必要な業務

## 6 設営、撤去等期間

- (1) 設営作業 令和3(2021)年8月30日(月)から9月7日(火)まで  
保守・管理 設営完了後から令和3(2021)年9月12日(日)の大会終了まで  
撤去・原状回復 大会終了後から令和3(2021)年9月17日(金)まで
- (2) 大会会期 令和3(2021)年9月10日(金)から9月12日(日)まで

## 7 仮設物等の仕様

- (1) 仮設物等の仕様及び数量は、大きさ及び性能・機能等において「特記仕様書」記載のものと同等品以上のものとする。なお、仮設物等の指定がある場合は当該製品とし、やむを得ず指定された製品以外のものを使用する場合は、事前に委託者と協議を行うこと。
- (2) 受託者が用意する仮設物等は、すべてに会社名等を明記し、施設備品及び委託者備品等と簡単に区別できるようにすること。
- (3) 受託者が用意する仮設物等は、錆・傷・汚損等のないものとし、指定された製品を除き統一性を持たせること。なお、委託者から交換の指摘があった仮設物等については、直ちに交換すること。

- (4) 「いちご一会とちぎ国体」に係る各種デザイン等の使用にあたっては、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会が策定した「標章及びマスコット等の使用の手引」、「標章及びマスコット等使用取扱規程」等を遵守すること。
- (5) 大会期間中の仮設物等の使用に必要な消耗品の備え付け及び点検補充の確保を図ること。

## 8 官公庁その他関係機関への手続き

本業務の実施に際し、関係法令により必要となる許認可申請、届出等について、関係機関と事前に協議を行い、以降の設營業務がスムーズに実施できる環境を整えること。また、官公庁その他関係機関に対する必要な届出・申請等の手続きは、あらかじめ委託者へ関係書類等を提示し、承認を得た後、受託者がその業務を代行すること。なお、関係書類の作成、届出及び申請に伴う費用は受託者の負担とする。

## 9 現場管理

受託者は、設営着手から撤去終了までの期間、本業務に熟知・熟練し、作業判断を下せる現場責任者及び作業員等を会場に常駐させ、円滑かつ安全で効率的に業務を遂行すること。

## 10 設営・撤去

- (1) 設営については、設計図書（仕様書、特記仕様書、設計書、図面及び諸室指示書等）により行い、委託者及び当該会場施設管理者と十分協議したうえで実施にあたること。既存の状態で設置不可能な場合は、委託者及び当該会場施設管理者と協議の上、設置可能な状態にして業務を行うこと。また、必要に応じて詳細設計図を作成すること。
- (2) 設営について委託者と協議したうえで図面等の設計変更が必要となった場合は、新たに変更後の図面等の提出を行うこと。図面等の作成においては Windows 形式（PDF 等）で表示可能なものとする。
- (3) 委託者が手配した備品及び会場施設の備品等を使用する場合は、それらの運搬、設置、撤去、返却等を行うこと。
- (4) 仮設物等の設置については、風雨対策を万全に施し、倒飛壊が生じないように針金、ウエイト若しくは杭木等堅牢な固定方法により設置するとともに、安全対策を確実に実施すること。また、既存の状態で設置不可能な場合は、委託者と協議の上、破損のないよう養生を施すこと。（ウエイト、安全対策等全ての費用は受託者の負担とする。）
- (5) 同じ会場で並行して作業を行う他の委託業者がある場合、事前に工程調査を十分に行い、それぞれの作業が期限内に円滑に履行できるようにすること。
- (6) 設置、撤去等の作業中に施設及び備品に破損等を生じた場合には、直ちに委託者に報告するとともに、受託者の負担にて破損前の状態に復旧すること。
- (7) 大会終了後、仮設物等を撤去し当該会場を原状に回復すること。
- (8) 設営及び撤去により発生した廃棄物等の処理は、関係法令に基づき、受託者の責任において適切に行うこと。なお、これに伴う費用については、受託者の負担とする。

- (9) 設営及び撤去業務完了後、速やかに委託者に報告し、委託者の確認を受けること。
- (10) 受託者は、当該会場施設管理者から異議又は意見があったときは、速やかに委託者に報告し、その指示を受けること。
- (11) 資格を要する業務については、有資格者が行うこと。

## 11 保守・管理

- (1) 仮設物等は、常に使用可能な状態に保守・管理し、必要に応じて移設、修理、交換、補充等を速やかに行うこと。これに伴う費用については、委託者の責めに帰すべき理由によるものを除き、受託者の負担で行うこと。
- (2) 荒天等により、継続して設営が困難であると判断した場合は、委託者と協議のうえ、速やかに撤去を行い、天候の回復を待って委託者の指示により再度設営をすること。なお、これに伴う費用については、別途協議する。
- (3) 保守・管理に従事する者は、委託者が貸与するIDカードを着用すること。

## 12 安全管理

受託者は、安全管理に関し、次に掲げる事項について万全を期すること。

### (1) 履行場所の管理

労働者の安全及び衛生管理、整理整頓、公害防止並びに周辺への配慮を行うこと。

### (2) 交通法規の遵守

ア 構内に駐車出来ないときは、受託者の責任において適切な駐車場を確保すること。

イ 運搬車両の最大積載量を厳守し、通行車両・通行人対策等を講じること。

### (3) 保護対策

ア 本業務の実施に際し、既存施設等に対する保護対策を十分に施し、破壊や汚損を防ぐこと。

イ 大型車両等による資材の搬入や作業を行う場合は、現地をよく確認し、路面陥没等のないように、十分に養生をすること。

### (4) 消防防災・警備対策

大会開催及び運営に必要な仮設物等の整備にあたっては、非常口の確保、消防設備の保護、雑踏事故防止、盗難防止、交通事故防止等の消防防災・警備対策に十分配慮すること。

また、仮設物には必要に応じ、消火器等の消防設備を設置すること。

### (5) 緊急対策

仮設物等の倒飛壊や破損など、緊急事態に即時対応可能な保守・管理体制を作るとともに、緊急時には委託者の指示により直ちに対応すること。

### (6) 臨機の措置

受託者は、災害、事故の発生が予測される場合など、特に必要と認めるときは、委託者の指示を受け、臨機の措置をとること。不測の事故が発生した場合等、緊急やむを得ない事情があるときは、受託者の責任において、受託者の判断により臨機の措置をとるとともに、直ちに委託者に報告すること。また、その措置の内容について委託者から指示があつ

た場合は、直ちにその指示に応じること。なお、これに伴う費用については、別途協議する。

(7) 損害・事故責任

本業務の履行に際し、受託者の瑕疵により既設物、仮設物等への破損、紛失、第三者への事故等が発生した場合は、すべて受託者の責任とし、委託者はいかなる責任も負わないものとする。また、設営された仮設物等の火災、盗難、破損、いたずら等による事故については、委託者の責めに帰すべき理由の場合のほか、委託者は責任を負わないものとする。

(8) 保険

労働災害保険、賠償責任保険、動産総合保険等、業務上必要となる保険に加入すること。

13 提出書類

受託者は、次の書類等を委託者に提出しなければならない。各書類等の提出期限については、別途委託者が指定する日とする。

(1) 契約締結後

ア 契約金額内訳明細書 1部

単価については、人件費、交通費、運搬費等の全ての経費を一単価に含めること。

イ 業務着手届 1部

ウ 業務担当責任者選任（変更）届 1部

エ 業務工程表（案） 1部（委託者と協議の上、決定するものとする。）

オ 組織図及び緊急連絡体制図 1部

カ 労働災害保険、賠償責任保険、動産総合保険等の写し 1部

キ 会場設営・撤去に係る詳細計画書 カラー紙面 1部、当該電子データ CD-ROM 1部  
（設計等に変更等が生じた場合は、Microsoft Visio 等にて閲覧及び編集が可能な詳細設計図（会場配置図、工事設計図、諸施設別配置図等）を作成すること。）

ク 会場設営に係る資材等の発注計画表（発注日記載） 1部

ケ その他委託者が指示するもの 1式

(2) 業務終了後

ア 委託業務実績報告書 1部

イ 現場撮影写真電子データ（設営前・設営後・撤去後） 1部

ウ その他委託者が指示するもの 1式

14 法令・条例等の遵守

受託者は、本業務の履行に関係する法令、条例等を遵守すること。

15 適用

(1) 範囲

本仕様書は、本業務の基本的事項について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも業務遂行上必要な事項は、委託者と協議のうえ、受託者の責任において、誠

実に履行すること。

(2) 疑義

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、委託者と協議すること。

16 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは事前に書面にて報告し、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(2) 業務の履行に関する措置

本業務内容及び業務にあたっての留意事項に反し、再三の指摘にも関わらず改善しない場合は、契約書の定めに基づき、本業務の委託を破棄できるものとする。

(3) 機密の保持

受託者は、本業務（業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせた場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

(4) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）及び栃木県個人情報保護条例（平成 13 年条例第 3 号）その他の個人情報の保護等に関する法令、条例及び規程等を遵守しなければならない。

17 その他

(1) 契約後、本委託業務について、委託者から要請のある都度、詳細な連絡調整を行うものとする。なお、その場合、連絡調整場所までの受託者の出向費用、連絡調整の目的遂行に必要な経費は、全て受託者の負担とする。

(2) 本業務の遂行にあたり、受託者の責に帰すべき事由により委託者又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。

(3) 成果品の引渡し後に、受託者の過失又は疎漏に起因する不良個所が発見された場合には、受託者の責任において直ちに補正しなければならない。

(4) 本契約に基づく成果品の所有権は、委託者への成果品の引渡し完了したときに委託者に移転するものとする。なお、成果品の引渡し前であっても業務上必要な範囲において報告された計画書等を使用する場合がある。

(5) 本契約に基づく成果品の著作権（著作権法第 21 条から同法第 28 条までに規定する権利）は、成果品の引渡しをもって委託者に譲渡されるものとする。

また、受託者は成果品に係る著作者人格権（著作権法第 18 条から同法第 20 条までに規定する権利）を、将来にわたって行使しないものとする。

- (6) この仕様書ないし契約書に定めのない事項については、その都度委託者及び受託者双方が、誠意をもって協議し処理するものとする。
- (7) 新型コロナウイルス感染症対策として、業務の性格に応じた感染拡大防止対策を講じ、感染症拡大の予防を図るとともに、業務従事者等の健康管理に注意すること。